

# Business Skill UP!

## LESSON 5

### IFRS 基礎編

# IFRS時代到来で 企業経営は変わる

## ～第1回 IFRSの基本と世界の動向～

IFRS (国際会計基準) の導入が注目され始めています。これは会計基準の変更にとどまらず、システム導入やコンサルなど、FJBとしてもビジネスチャンスとなります。公認会計士小泉先生にご協力頂き、IFRSの動向と展望等について3回に亘って特集します。



**小泉大輔**  
1970年東京都出身。株式会社オーナーズブレイン代表取締役社長および公認会計士。上智大学経済学部経済学科卒業後、朝日監査法人(現あずさ監査法人)入社。新日本監査法人を経て(株)KIAプロフェッショナル(現株式会社オーナーズブレイン)を設立。共著書に「要点解説金融商品取引法」(中央経済社)などがある。

## IFRSとは

投資家が投資判断するにあたって、企業の財政状態及び経営成績を測るための重要な根拠となる会計基準、従来までは、各国で独自に策定されてきました。近年の企業活動や投資活動のグローバル化にともない、各国の会計基準の相違は、財務諸表の理解の障害になってきました。そこで、求められたのが、高品質な世界標準のモノサシである、国際会計基準(IFRS)です。高品質な世界標準のモノサシができることは、投資家から見た財務諸表の国際比較性がより一層向上し、また、企業にとっても国際的な資金調達容易化、ひいては、国際競争力の強化につながります。

IFRSとは、International Financial Reporting Standardsの略で、日本語では、国際会計基準、あるいは、国際財務報告基準と呼ばれています。ちなみに、読み方は様々で、「イファース」といったり、「アイファース」と呼んだり、「アイエフアールエス」と呼んだり、統一的な呼び方はありません。

IFRSは、基準と解釈指針から成ります。現在のIFRSの基準設定機関は国際会計基準審議会(IASB)ですが、2001年以前は、世界9カ国の職業会計士団体から成る民間団体の国際会計基準委員会(IASC)が設定を行っていました。

このため、その設定時期・機関により、基準と解釈指針の名称が異なっております(図1参照)。

図1: 国際会計基準に関するキーワード



IFRSの歴史は、現在に至るまで、大きく3つの流れで変化してきました(図2参照)。

図2: 変遷

1973年6月	欧州	IASC(国際会計基準委員会)設立	ステージ1
2000年5月	欧州	IOSCO(証券監督者国際機構)によるIASの承認	ステージ2
2001年4月	欧州	IASB(国際会計基準審議会)始動	
2002年10月	欧州・米国	IFRSと米国会計基準のコンバージェンスを目指すノーフォーク合意	
2005年1月	欧州	EU域内での上場企業へのIFRSの強制適用	
2007年8月	欧州・日本	IFRSへ日本基準を近づける東京合意	ステージ3
2007年11月	米国	SECは外国企業にIFRSに基づく財務諸表を調整表なし受け入れ	
2008年11月	米国	米国企業にIFRSを強制適用させる方向性を示すロードマップ案公表	
2009年6月	日本	日本企業にIFRSを任意・強制適用させる方向性を示すロードマップ案公表	

第1ステージは、国際会計基準委員会(IASC)が設立された1973年からの最初の10年間です。当初作られた会計基準(IAS)自体に多くの代替手続きが認められたため、世界的な規範になりづらく、また、設定機関が民間団体だったことから、強制力を持たないという問題があった期間です。

第2ステージは、1980年後半から始まるその後の20年間です。代替的な手続きの削除、財務諸表のフレームワークの作成など様々な問題を克服し、国際会計基準が規範性を持ち始めた期間です。とくに、日本でいう金融庁、米国でいうSECのような証券市場を監視する公的機関である証券監督者国際機構(International Organization of Securities Commission:IOSCO)が2000年5月に国際会計基準(IAS)を承認したことは、大きな出来事だったといえます。

第3ステージは、2001年から現在に至るまでの期間です。基準設定機関の人員・機能を強化し、国際会計基準委員会(IASC)から国際会計基準審議会(IASB)への移行を皮切りに、IFRSをめぐる動きが加速しました。

## IFRSをめぐる動向

2005年1月より、EU域内の上場会社約7000社に対し、IFRSが強制適用されました。また2007年中国、2011年からはインド、カナダ、韓国の採用など、現在、世界110カ国が採用されるまでに拡大し、今後150カ国がIFRS適用を予定しています。このような世界的な動きの中で、IFRS採用に関して最終的な結論を提示していないのは、日本と米国だけになりました(図3参照)。

この米国と日本の動向が注目される中、米国は日本よりも一足先に、IFRS採用に関して動きを見せました。ここで、キーワードとなる言葉は、コンバージェンスとアドプションです。

### (A) コンバージェンスとアドプション

IFRSが世界標準のモノサシとしての地位を強めていく中で、IFRSに対する各国の対応は、2つに分かれます。

一つは、コンバージェンス(収斂)で、自国の会計基準を保持しながらも、一定時間をかけて自国基準とIFRSの差を縮めるよう整備していくという方針で、コンバージェンスを目指す国には、高い基準設定能力があることが求められます。

もう一つは、アドプション(全面採用)で、IFRSを自国の会計基準として採用してしまう方針をいいます。アドプションでは、お互いの会計基準の差を縮める作業は不要となります。

コンバージェンスによる対応の場合、自国基準とIFRSとの差は縮まるとしても、完全に一致するわけではないため、少なからず、資産や、利益に影響は与えます。そのため、投資家は、投資先の国の会計基準とIFRSの両方を把握する必要があります。特に、IFRSは、毎年、新設・改訂されることから、コンバージェンス作業は永遠に終わらないという問題もあります。一方、アドプションは、IASBも推奨している方法で、コンバージェンスと異なり、投資家は、投資国の会計基準を知らなくとも、IFRSの知識のみで統一的に投資判断ができ、国際的な比較可能性に最も優れております。

### (B) 米国の動向

2002年10月、FASB(米国財務会計基準審議会)とIASBの間で交わされた、ノーフォーク合意という覚書の中では、米国は、米国基準とIFRSの差異をコンバージェンスするというスタンスでした。ところが世界の株式市場を見回すと、世界各国がIFRSを採用する流れもあり、米国は、アドプションへの方向転換へ模索を始めます。

米国SECは、2008年11月ロードマップ案を公表。米国企業に対して、

図4: 米国と日本の動向

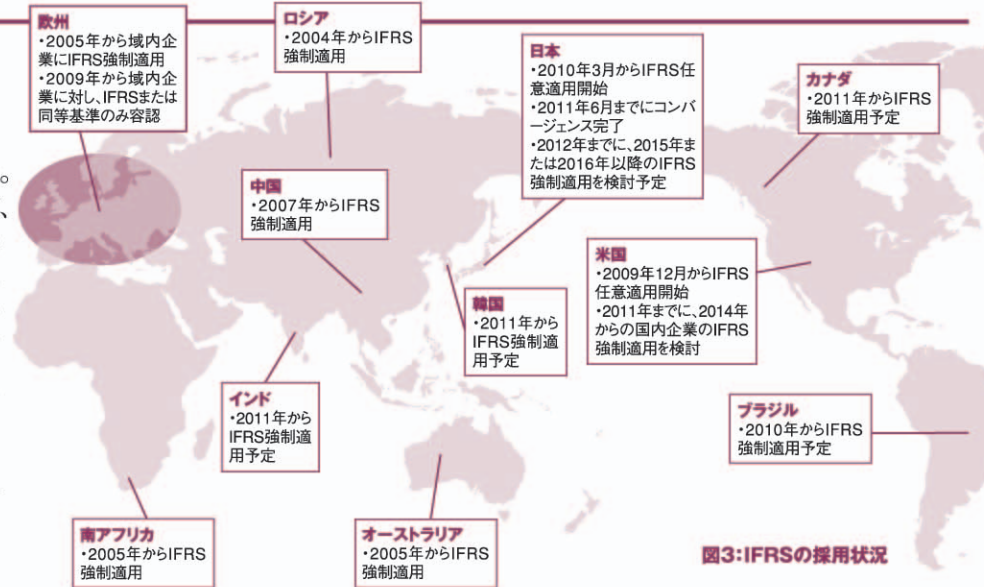
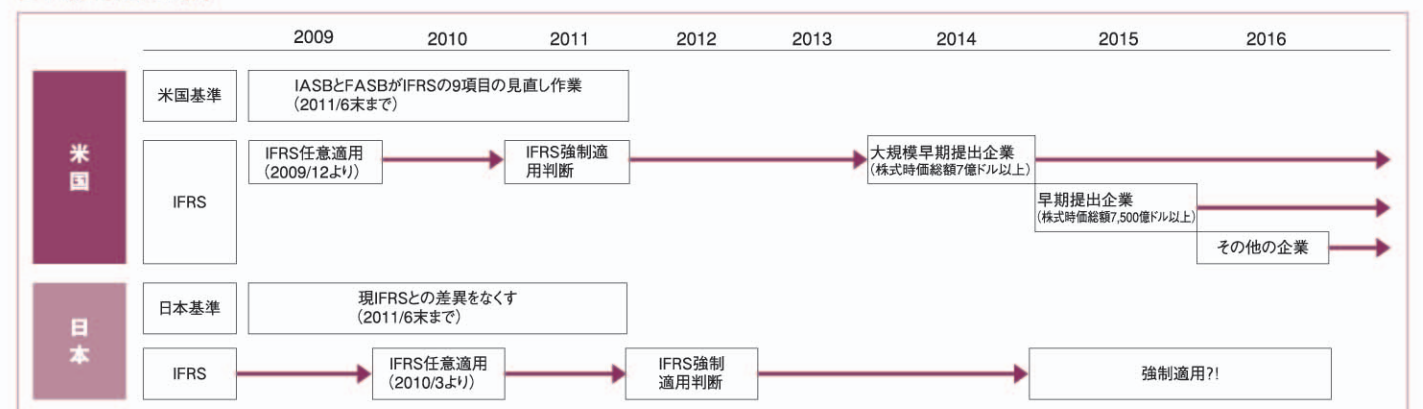


図3: IFRSの採用状況

2009年12月15日以降に終了する事業年度から一定の要件を満たす企業に対して、IFRSによる任意適用を認めるとともに、2014年～2016年までの段階的にIFRS適用を強制適用するかどうかを2011年までに決定する提案がされました。

### (C) 日本の動向

日本は、米国の後を追うように、IFRS採用に関して動き始めます。日本でも会計基準の高品質化をめざし、2007年8月、日本の会計基準を策定する企業会計基準委員会(ASBJ)とIASBは、両者のコンバージェンスに向けての共同声明である「東京合意」を公表しました。

2008年末を目標とした重要な差異の解消作業は完了し、現在は、2011年6月末目標の重要な差異の解消を進めております。その結果、現在までのところ、IFRSとの間の重要な差異はなくなってきており、国際的にもIFRSと同等と認められております。

しかし、コンバージェンスを推進している中でも、さらなるIFRSの新設・改訂作業が進められていることや、IFRS採用国が拡大している現状から、金融庁は、2009年6月30日「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書(中間報告)」(以下、日本版ロードマップ)を公表しました。この日本版ロードマップでは、一定の要件を満たした企業の連結財務諸表に関して、2010年3月期の年度からIFRSの任意適用を容認することや、2012年ごろを目処に日本企業に対するIFRS強制適用の最終決定を行うこととしております。強制適用になった場合には、2015年、2016年から適用になる可能性があります(図4参照)。

IFRSによって具体的に何がかわるか、今回は、その導入後の影響について考えてみたいと思います。